

# 説一切有部における阿羅漢の行為論

清水俊史

## 【抄録】

本稿は、「阿羅漢が有漏の善業なすことがあるのか」という視点から、説一切有部の阿毘達磨教理における阿羅漢の行為論を検討し、その結果、次の点が明らかとなった。有部では、「阿羅漢といえども有漏の善業をつくる」と解釈し、「阿羅漢はすべての有漏を断じている」という教理と矛盾が起きないように教理を複雑に展開させている。また、有漏の善業は異熟因になるため来世を招く恐れがあるが、この点について有部は「阿羅漢がたとえ有漏の善業をつくってもその業は来世を導く能力のない性質の業にしかない」と解釈している。

キーワード：阿羅漢、業、自性断、所縁断

## 0. 問題の所在

阿羅漢は、すべての煩惱を断っているのであるから悪心を起こさず、人殺しや盗みをして悪業を造ることはない<sup>(1)</sup>。しかし、阿羅漢は有漏の善業をなすことがあるのだろうか。たとえば、河で溺れている人を助けたり、社会貢献をしたりする場合、これらの行いは仏道修行とは無関係の有漏の善業、すなわち福德（Skt: *puṇya*, Pāli: *puñña*）であるから、それは阿羅漢に来世の生存を生みだしてしまうのではないか。それとも、阿羅漢にはもはや有漏業に結びつくような世俗心は生じず、溺れている人を見つけても何も感じず、社会貢献にも全く無関心なのであろうか。

このような「もはや輪廻しないはずの阿羅漢であっても、新たに有漏の善業をつくるのか」という問いが有部および上座部の資料に現れており、『異部宗輪論』巻1（T 49. 16 b 19）<sup>(2)</sup>や Kv. 17, 1 を検討すると、両部派は次のように全く異なる見解を示している。

有部：阿羅漢は福德をつくる。

上座部：阿羅漢は福德をつくらぬ。

上座部は「阿羅漢は福德をつくらない」とする。しかしこれは阿羅漢が、世俗的に「よい」とされる行為を全く何もしないという意味ではない。上座部では、阿羅漢だけに生じる唯作心 (kiriya-citta) という特殊な無記心が存在し、その無記心によって世俗的に「よい」とされる行為を遂行すると考えられている。この心は無記であるから、福德ではないし、果報も当然生まない。このような上座部における、阿羅漢の行為が業にならない仕組みは、既に先行研究によってかなりの部分が明らかになっている<sup>(3)</sup>。

一方、有部の理解は未解明で問題が残されている。上述の『異部宗輪論』によれば、有部は「阿羅漢は福德をつくる」と主張している。ところで有部教理によれば、この福德 (punya) とは、欲界繫の有漏善業であるとされるが<sup>(4)</sup>、有漏法は見所断・修所断のいずれかであり、非所断は無漏法のみであるとされる<sup>(5)</sup>。仮に、この説を是とするならば阿羅漢には既に有漏業の素因は断たれて残っておらず、無漏業しか起こさないという解釈も可能なはずであるが、『異部宗輪論』の記述に従うとするならば、阿羅漢も有漏善業を起こしうるはずである。これはどちらが正しいのであろうか。また、もし阿羅漢が有漏善業を起こすとするならば、有漏業は異熟果をとるので<sup>(6)</sup>、輪廻しないはずの阿羅漢が輪廻の原因をつくってしまうという問題が生じる。本稿はそのような問題を検討し、有部における理解を探る。ここで問題点を整理すれば次のようになる。

問題点①：「阿羅漢は福德 (= 有漏善業) をつくる」という『異部宗輪論』の記述は、「阿羅漢はすべての有漏を断じている」とする教理と抵触している恐れがある。

問題点②：阿羅漢が有漏善業をつくるならば、輪廻しないはずの阿羅漢が、輪廻の原因となる有漏善業をつくるという矛盾に陥る。

## 1. 問題点①について

前節 0. において、「阿羅漢は福德 (= 有漏善業) をなす」という記述は、「阿羅漢はすべての有漏を断じている」という教理と抵触している恐れがある点を指摘した。本節 1. ではこの問題を解決するにあたり意業と身語業との法相を別々に検討する。なぜなら非色法である意業 (思) と、色法である身語業とでは法相定義が大きく異なるため、同じ方法論によって単一的に議論することが出来ないからである。

## 1. 1. 意業（非色法）

## 1. 1. 1. 断と不成就

まず阿羅漢の起こす意業（非色法）について、断（*prahāṇa*）と不成就（*asamanvāgama*）という視点から考察する。有部では見道・修道の修行階梯の進展に従って有漏法が断たれても、それが必ずしも不成就になるとは考えない。見道・修道による断（*prahāṇa*）と、得・捨によって説明される不成就（*asamanvāgama*）とは同一ではない。或る法が見道・修道によって断たれても、依然として其の法が得（*prāpti*）によって有情に結び付けられている（＝成就）、という場合を有部は想定している。そして非色の善法こそが、このような場合に当てはまる。この事實は、三界繫の非色の善法と染汚法とが捨される条件を説明する記述から確認できる。まず欲界繫の非色の善法と、三界繫の非色の染汚法とが捨される条件について次のように AKBh.（第四章業品）は説明している。

AKBh. (pp. 225.19–226.2) :

*kāmāptaṃ kuśalārūpaṃ mūlacchedordhvajanmataḥ / (4, 42 ab)*

*kāmāvacaraṃ kuśalam arūpasvabhāvaṃ dvābhyāṃ kāraṇābhyāṃ parityajyate / kuśalamūlasamucchedād rūpārūpyadhātūpapattito vā /*

*pratipakṣodayāt kliṣṭam arūpaṃ tu vihiyate // 4, 42 cd // (p. 226)*

*kliṣṭam tv arūpasvabhāvaṃ sarvam eva pratipakṣodayād vihiyate / yasyopakleśaparakāra-sya yaḥ prahāṇamārgas tenāsau saparivāraḥ parityajyate nānyathā /*

欲界繫の非色の善は、〔善〕根の断と上〔地〕に生まれることとによって〔捨せられる〕。(4, 42 ab)

非色を自性とする欲界繫の善〔法〕は、二因によって捨せられる。善根の断によって、あるいは色・無色界に生まれることによってである。

けれども非色の染汚は、対治が起こることによって捨せられる。(4, 42 cd) [226]

けれども非色を自性とする染汚〔法〕は、みなすべて対治道によって捨せられる。或る随煩惱の類に対し或る対治道があり、其〔の対治道〕によって其〔の随煩惱の類〕と伴うものが捨せられるのであって、それ以外にはない。

また色界繫・無色界繫の善法が捨される条件については次のように述べられている。

AKBh. (p. 224.18–22) :

bhūmisaṃcārahānibhyāṃ dhyānāptaṃ tyajyate śubham / (4, 40 ab)

sarvam eva dhyānāptaṃ kuśalaṃ dvābhyāṃ kāraṇābhyāṃ parityajyate / upapattito vā  
bhūmisaṃcārād ūrdhvaṃ cādhaś ca<sup>(7)</sup> parihāṇito vā samāpatter / nikāyasabhāgatya-  
gāc<sup>(8)</sup> ca kiñcit / yathā ca rūpāptaṃ kuśalaṃ bhūmisaṃcārahānibhyāṃ tyajyate

tathārūpyāptaṃ āryaṃ tu phalāptyuttaptihānibhiḥ // 4, 40 cd //

(1) 易地と (2) 退とによって、静慮〔地〕所繫の淨 (śubha) は捨せられる。  
(4, 40 ab)

まさにすべての静慮〔地〕所繫の善 (kuśala) は、二因によって捨せられる。  
(1) 生まれること〔即ち〕上〔地〕もしくは下〔地〕へ地を易えることにより、  
あるいは (2) 等至から退することによる。そして、一部は (3) 衆同分を捨する  
ことによる。また、あたかも色界繫の善が、易地と退とによって捨せられるよう  
に

無色界繫〔の善〕も同様である。けれども聖〔即ち無漏の善〕は得果と練  
〔根〕と退とによる。(4, 40 cd)

染汚法は対治道によって断ぜられれば捨せられるが、欲界繫・色界繫・無色界繫の  
善法は、いずれも対治道によっては捨せられない。したがって、修行階梯が進み阿羅  
漢となって、すべての有漏法を断じたとしても、既に成就されている善法は依然とし  
て成就され続けることがわかる。このような、非色の不染汚法が断ぜられても成就さ  
れ得るという記述は『識身足論』の段階から確認することが出来る<sup>(9)</sup>。以上より次の  
点が明らかとなった。

- (A) 非色の染汚法 (不善・有覆無記) は、見道などの対治によって断たれば、  
その断たれた法は不成就となる。
- (B) 非色の善法は、見道などの対治によって断たれても、依然として成就され得  
る場合がある。

### 1. 1. 2. 自性断と所縁断

前項 1. 1. 1. では、善心と無覆無記心とは、見道・修道によって断たれても成就さ  
れ得る点を指摘した。したがって染汚法の断と、不染汚法の断とでは、同じ「断」(pra-  
hāṇa) という語を用いているが、その内容は全く異なっている。このことを合理的に

説明するために有部は、諸法を断じる場合には、(1) 自性断 (svabhāvaprahāṇa) と (2) 所縁断 (ālambanaprahāṇa) との二通りの断じ方があると説明する<sup>(10)</sup>。

このうち (1) 自性断とは、その法の得 (prāpti) を断絶することであり、聖道によって或る法 X に自性断が起これば、其の法 X が再び起こることは永久にない。これは非色の染汚法 (不善・有覆無記) に適用され、前項 1. 1. 1. の結論で述べた (A) に相当する。

一方の (2) 所縁断とは、断たれた法自体が起こらなくなることを意味するのでない。所縁断とは、或る法 Z を所縁としている煩惱 Y が断じられた時に、法 Z に所縁断が起これると言われるのである。したがって所縁断が起きて、其の法の得が断絶されるわけではなく、再び現前し得る<sup>(11)</sup>。これは非色の不染汚法 (善および無覆無記) と色法とに適用され、前項 1. 1. 1. の結論で述べた (B) に相当する。AKBh. (第五章随眠品) は二種の断を次のように説明する。

AKBh. (p. 321.1-2) :

kiyatā kleśaḥ prahīṇo vaktavyaḥ / svāsaṃtānikaḥ prāpticchedāt / pārasāṃtānikas tu kleśaḥ sarvaṃ ca rūpaṃ akliṣṭas ca dharmas tadālambanasvāsāṃtānikakleśaprahāṇāt /

【問】いかなる〔条件〕によって「煩惱が断たれた」と言われるべきか。【答】自らの相続に属する〔煩惱〕は、得 (prāpti) の断絶によってである。けれども、他者の相続に属する煩惱と、すべての色と、不染汚法とは、それを所縁とする、自らの相続に属する煩惱の断によってである。

AKVy. (pp. 500.30-501.3) :

svāsaṃtānikaḥ prāpticchedād iti vistaraḥ. svasaṃtānakleśaḥ prāptivigamāt prahīṇo vaktavyaḥ. parasāṃtānakleśas tu na prāpticchedāt. svasaṃtāne tatprāptyabhāvāt. kim tarhi tadālambanasvāsāṃtānikakleśaprahāṇāt. pārasāṃtānikakleśālambanasvāsāṃtānikakleśaprapticchedād ity arthaḥ. sarvaṃ (p. 501) rūpaṃ kuśalākuśalāvyaḥkrtaṃ. akliṣṭas ca dharma ity arūpī kuśalasāsravaṃ anivṛtāvyaḥkrtaḥ ca. tathaiva tadālambanasvāsāṃtānikakleśaprahāṇāt prahīṇo vaktavya iti.

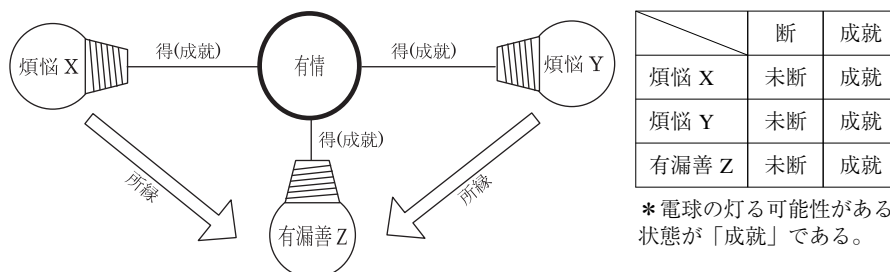
「自らの相続に属する〔煩惱〕は、得 (prāpti) の断絶によってである」云々とは、「自らの相続にある煩惱は、得 (prāpti) の除去によって断たれる」と言われるべきである。けれども他者の相続にある煩惱は、得 (prāpti) の断絶によってではない。自己の相続にその得 (prāpti) はないからである。ではどうなのか

〔たとえば答えて〕「それを所縁とする，自らの相続に属する煩惱の断によってである」〔であり，即ち〕「他者の相続に属する煩惱を所縁とする，自らの相続に属する煩惱の断によってである」という意味である。善・不善・無記なるすべての[501]色と，有漏善と無覆無記の非色なる不染汚法とは，まさに同様に，それを所縁とし，自らの相続に属する煩惱の断によって断たれると言われるべきである。

見道・修道によって煩惱，すなわち染汚（不善と有覆無記）なる非色法が断たれる場合には（1）自性断が適用され，色法とおよび不染汚（善と無覆無記）なる非色法とが断たれる場合には（2）所縁断が適用される。何故これらには（2）所縁断のみが適用され，（1）自性断が適用されないのかという理由について『大毘婆沙論』は，「それらの諸法は道に反しておらず，さらに明・無明と直接的に関係するものではないから」と答えている<sup>(12)</sup>。以上を整理すれば次のようになる。

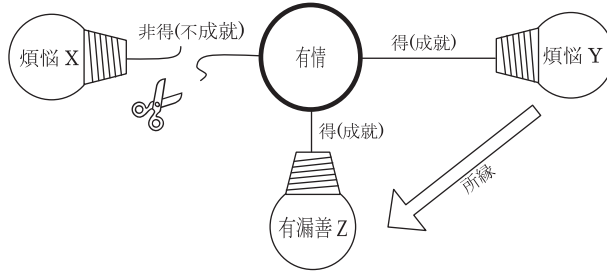
	適用	断じられ方	断じられた諸法
自性断	非色の染汚法(煩惱)	対象となる法の得(成就)を断絶する	不成就になる
所縁断	非色の不染汚法, および色法	対象となる法 Z を, 所縁としている別法が全て断たれた場合, 法 Z が断たれたとする	再び現前し得る

したがって，所縁断の場合は，其の法が「断たれた」と言われても，其の法が不成就になるわけではない。この関係を図示すれば次のようになる<sup>(13)</sup>。仮に煩惱 X と Y，そして有漏善 Z があったとしてみよう。下図では，煩惱 X, Y は共に断たれておらず，有漏善 Z を所縁として随増している状態を図示している。



たとえばある修行者がいたとして，修行階梯の進展に伴い，見道・修道によって煩惱 X が断たれたとする。このとき煩惱 X には自性断が適用されるから，断たれると

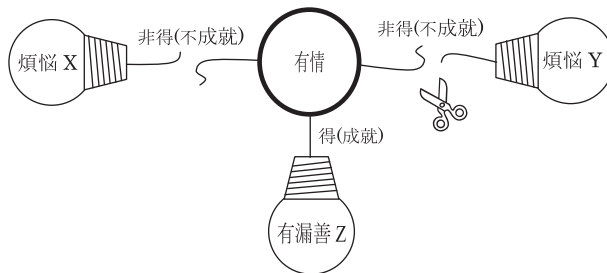
同時に不成就となる。これが下図の状態である。



	断	成就
烦恼 X	自性断	不成就
烦恼 Y	未断	成就
有漏善 Z	未断	成就

\* 断じられた烦恼 X は、不成就であり、二度と起こることはない。すなわち断線した電球は、二度と灯らない。

さらに修行階梯が進み、有漏善 Z を所縁としている最後の烦恼 Y が断たれたとする。すると、有漏善 Z を所縁とする法が全て断たれたことになるので、有漏善 Z には所縁断が適用される。しかし、烦恼 X, Y の場合と異なり、有漏善 Z は依然として成就されたままであり、実際に「起こる」（現前：sam mukhībhāva, 現行：samudācāra）ことも有り得る<sup>(14)</sup>。これが下図の状態である。



	断	成就
烦恼 X	自性断	不成就
烦恼 Y	自性断	不成就
有漏善 Z	所縁断	成就

\* 有漏善 Z は断たれても成就されている。すなわち善法の場合は、断線することが断ではなく、断じられた後でも電球に明かりがつく。

さて有部の法相に従えば、有漏の善業は不染汚法であるから、(1) 自性断は適用されず、(2) 所縁断のみが適用されることになる。その旨を AKBh. (第四章業品) は次のように述べる。

AKBh. (p. 236.10-13) :

kiṃ punaḥ kāraṇam antyenaivānantaryamārgena kuśalasya karmaṇaḥ prahāṇaṃ nānyena / na hi tasya svabhāvaprahāṇaṃ prahīṇasyāpi sam mukhībhāvāt / kiṃ tarhi / tadālambanakleśaprahāṇāt / ato yāvad eko 'pi tadālambanakleśaparakā āste tāvad asya prahāṇaṃ nopapadyate /

【問】では、どのような理由で、最後の〔即ち第九〕無間道のみによって善業の

断があり、〔その〕他（第一から第八までの無間道）によっては〔善業の断がないのであるか。【答】なぜなら、それ（善業）に自性断はない。既に断たれた〔善〕であっても現前することがあるからである。【問】そうならば、どのように〔断ぜられるの〕か。【答】そ〔の善業〕を所縁とする煩惱が断たれるからである。それゆえに、そ〔の善業〕を所縁とする煩惱が一品でも残っているのであれば、その限り、こ〔の善業〕の断は成り立たない。

従って善業に自性断はなく、所縁断のみがあり、たとえ断たれたとしても再び現前することがあるとされる。AKVy. も同趣旨の説明をする。

AKVy. (p. 398.24–32) :

**na hi tasya svabhāvaprahāṇam** iti. prāpticchadaprahāṇam. **prahīṇasyāpi** kuśalasya **saṃmukhībhāvāt. tadālabhanakleśaprahāṇād** iti. tadālabhanasya kleśasya prahāṇāt tasya kuśalasya prahāṇam bhavati. tadālabhanakleśaprahāṇam ca navamasya tadālabhanakleśaparakāryasya prahāṇe sati bhavati. navamāṇamṭaryamārgacetanaiva kṛṣṇasuklasya karmaṇaḥ kṣayāya bhavati. tadā hi navamasya kleśaparakāryasya prāpticchede viṣaṃyogaprāptir utpadyate. tasya ca kṛṣṇasuklasya karmaṇo 'nyasyāpi cānivṛtavyākṛtasya sāsraṃvasya dharmasya viṣaṃyogaprāptir utpadyata iti varṇayamti. evaṃ caturdhyānavairāgyeṣv api vaktavyam.

「なぜなら、それ（善業）に自性断はない」とは、得の断絶による断〔について〕である。〔なぜなら〕既に断たれた善であっても現前することがあるからである。「そ〔の善〕を所縁としている煩惱が断たれるからである」とは、「そ〔の善〕を所縁とする煩惱が断たれば、その善に断がある」ということである。また、それを所縁とする煩惱の断は、それを所縁とする第九品の煩惱の断がある時にあるので、第九無間道の思だけが、黑白業（欲界繫善業）を尽くすためのものである。なぜなら、第九品の煩惱の得が断ぜられるとき離繫得が生じ、〔即ち〕その黑白業（欲界繫善業）と、他の無覆無記なる有漏法の離繫得も生じるからである。以上のように〔人々は〕説明する。四静慮の離染についても、同様に説かれるべきである。

なお上記の部分では、善業のうち、欲界と色界四静慮のものだけが言及され、無色界のものについては言及されていない。しかしこれは、黑白業（欲界繫善業）と白業



（色界繫善業）について解説している部分だからであり、「善業の断」という点からみれば無色界繫善業も、所縁断のみが適用されると考えられる<sup>(15)</sup>。このように有部では、有漏の善業と、無覆無記業との二つは所縁断のみが適用され<sup>(16)</sup>、断たれたとしても再び現前すると説かれているため、従って阿羅漢であってもこれらの業（思）を起こし得ると考えられる。

## 1. 2. 身語業（色法）

続いて身語業について考察する。身語業は色法であり、有部法相の解釈が非色法とは大きく異なるため、三世の成就・不成就について前項で検討した非色法と同じ方法によって考察することが出来ない。たとえば、前項 1. 1. において述べたように色法には所縁断が適用されるため、「阿羅漢になっても染汚の身語業を現前させたり、過去や未来の染汚身語業を成就し続けたりするのか」と疑問が沸くかもしれないが、そのようなことはない。

まず、阿羅漢が新たに不善の身語業を現前させることはない。なぜなら、表（vijñapti）の三性はそれを引き起こす心の三性に従うので<sup>(17)</sup>、もはや不善心を起こし得ない阿羅漢が新たに染汚の表（vijñapti）と無表（avijñapti）を起すことはないからである。

また、阿羅漢が過去・未来の染汚身語業を成就していることもない。未来法について言えば、有覆無記の色法には法具得のみ起こり、そして欲界繫の色法に法前得は起こらないため、未来の染汚の身語業を先立って予め得しておくことは出来ない<sup>(18)</sup>。また、過去法について言えば、有覆無記法については法俱得しか起こらないため、そして不善法についても、1) 不律儀の無表（avijñapti）は無漏律儀を成就すると同時に捨され<sup>(19)</sup>、2) 不善の非律儀非不律儀（処中）の無表（avijñapti）も煩惱の断と同時に捨され<sup>(20)</sup>、3) 無表（avijñapti）が捨されればそれを引き起こした表（vijñapti）も同時に捨されるため<sup>(21)</sup>、以上より阿羅漢が過去の染汚の身語業を成就していることはない<sup>(22)</sup>。したがって三時の染汚なる身語業は、煩惱を断じた阿羅漢には成就されておらず、これからも起こり得ない点が確認される。

一方、不染汚（善および無覆無記）なる身語業については、阿羅漢となった後にも起こすことがある、と理解されている。その根拠は、すべての煩惱を断じた仏にも表（vijñapti）を起こす随転心・能転心が生じると認められているからである<sup>(23)</sup>。次のように AKBh. に説かれている<sup>(24)</sup>。

AKBh. (p. 204.15–19) :

tulyaṃ muneḥ (4, 12 c)

buddhasya tu bhagavatas tulyaṃ pravartakenānuvartakam / kuśale kuśalam avyākṛte  
cāvyākṛtam /

śubhaṃ yāvat (4, 12 c)

kuśalaṃ vā bhavaty anuvartakam avyākṛte 'pi pravartake / na tu kadācit kuśalam  
pravartakam anuvartakaṃ cāvyākṛtaṃ bhavati /

牟尼にとっては〔随転心と能転心との三性は〕等しい。(4, 12 c)

しかしながら仏・世尊にとっては随転〔心〕は、能転〔心〕と等しい。〔能転心  
が〕善であれば〔随転心も〕善であり、そして〔能転心が〕無記であれば〔随転  
心も〕無記である。

乃至、善である。(4, 12 c)

あるいは能転〔心〕が無記であっても随転〔心〕は善となる。けれども、如何なる  
時も能転〔心〕が善で、随転〔心〕が無記となることはない。

有部法相によれば、1) 無漏心は能転心・随転心となって表 (vijñapti) を起こせない  
と理解されているため<sup>(25)</sup>、上記 AKBh. で言及されている善心とは有漏でしかあり  
えず、2) 表 (vijñapti) は有漏のみであるから、仏の善心が等起させる善なる表 (vi-  
jñapti) も、有漏の善業であると考えられる。以上より、あらゆる煩惱を断った阿羅  
漢であっても身語意の有漏善業を為すと考えられる。

## 2. 問題点②について

前節 1. では、有部において「阿羅漢でも有漏の善業をつくる」ということが教理的  
的に認められている点を指摘した。しかし未だ「輪廻から解脱したはずの阿羅漢が、  
輪廻の原因となる有漏業をつくってしまう」という問題が残されている。続いて、こ  
の問題に対する有部の教理的な理解を考察する。結論を先んじて言えば、たとえ業をつ  
くっても、阿羅漢の場合には輪廻を導くような業にはならないと解釈する。

この結論は『大毘婆沙論』巻 114 にある記述から端的に知ることができる。そこで  
は三界に住する異生と聖者とのそれぞれが、三界九地において幾種の業をつくるのか  
詳説されている。まず欲界有情である阿羅漢の造業については次のように述べられて  
いる。

『大毘婆沙論』卷 114 (T 27. 595 b 09-12) :

若已離非想非非想處染。彼能造欲界二種業。謂順現法受及不定受。能造四靜慮四無色一種業。謂不定受。

若し已に非想非非想處の染を離るれば、彼は能く欲界の二種の業、謂く順現法受と及び不定受とを造り、能く四靜慮と四無色との一種の業、謂く不定受を造る。

ここで重要なことは順現法受業（現世で異熟を受ける業）と不定業（異熟の受け方が決まっていない業）しか阿羅漢はつくりないと考えられている点である。これは欲界に住む阿羅漢だけでなく、三界九地に住むすべての阿羅漢に共通して説かれる。AKBh. (第四章業品) においても次のように説かれている。

AKBh. (pp. 230.24-231.8) :

yadviraktaḥ sthīro bālas tatra notpadyavedyakṛt / (4, 52 ab)

yato bhūmeḥ vītarāgapṛthagjano bhavaty asau ca sthīro bhavaty aparihāṇadharmā sa tatropapadyavedanīyaṃ karma na karoti / trividham anyat karoti<sup>(26)</sup> / (p. 231)

nānyavedyakṛd apy āryaḥ (4, 52 c)

sthīra iti vartate / āryapudgalas tu yato vītarāgo na ca parihāṇadharmā sa tatropapadyavedanīyaṃ cāparaparyāyavedanīyaṃ ca karma na karoti / na hy asau bhavyaḥ punar ādhanānīm bhūmim āyātum / aniyataṃ kuryād dṛṣṭadharmavedanīyaṃ cātropapannaḥ /

kāme 'gre vā 'sthīro 'pi na // 4, 52 d //

parihāṇadharmāpi tv āryapudgalaḥ kāmadhātor bhavāgrād vītarāgaḥ tayor upapadyāparaparyāyavedanīyaṃ karmābhavyaḥ karttum / kiṃ kāraṇam / phalād dhi sa parihīṇo bhavati / na cāsti phalaparihīṇasya kālakriyeti paścāt pravedayiṣyāmaḥ /

或る〔地〕より離染した堅なる愚者は、其の〔地〕における順次生受〔業〕をつくらない。(4, 52 ab)

或る地より離染した異生がいて、そしてその者が堅（sthīra）なる不退法の者であれば、その者は其の地で〔異熟を受ける〕順次生受〔業〕をつくらず、他の三種〔の業〕をつくる。[231]

聖者は他の順受〔業〕もつくらない。(4, 52 c)

「〔聖者であって〕堅固な者は」と続く。一方、聖人が或る〔地〕から離染し、そして退法の者でなければ、その者は其の〔地〕で〔異熟を受ける〕順次生受と順

後次受との業をつくらない。なぜなら、彼の者が、再び下地に來生することは有り得ないからである。〔けれども、その不退法の聖者は〕不定〔業〕をつくることはあるだろうし、生まれた其の〔地〕で〔異熟を受ける〕順現法受〔業〕をつくることもあるだろう。

堅固ならざる者も、欲〔界〕あるいは有頂において〔異熟を受ける順受業をつくら〕ない。(4, 52 d)

欲界〔あるいは〕有頂より離染した聖人で、たとえ退法の者であっても、それら二〔地〕において〔異熟を受ける〕順次生受と順後次受との業をつくることは有り得ない。【問】なぜか。【答】なぜなら、その者は果より退せる者であり、〔それについて〕「果より退せる者に命終はない」と後で説明するだろう。<sup>(27)</sup>

したがって有頂より離染した聖者、すなわち阿羅漢は、退法であっても不退法であっても順現法受業と不定業のみをつくる。同趣旨は『順正理論』巻40 (T 29. 571 a 29 -b 09), 『藏頭宗論』巻21 (T 29. 876 a 14-24) および ADV. (p. 142.1-10) にも説かれ、有部の一貫した理解であることが伺える。

このうち順現法受業は、必ず異熟を受けなければならない定業であり、阿羅漢であってもその異熟から逃れることは出来ないが、順次生受・順後次受との二つの定業と異なり、來世の生存を生みだすことは出来ないとされる<sup>(28)</sup>。したがって阿羅漢が順現法受業をつくっても、その業の異熟は阿羅漢の最後生のうちに受けるのであるから、その業が阿羅漢に來世の生存を生みだすことはない。一方の不定業は、修行などによって異熟する時期を早めたり、異熟そのものを消し去ることが可能であるとされる<sup>(29)</sup>。『大毘婆沙論』や『順正理論』によれば、阿羅漢になった者は、その勝れた力によって、残っている不定業を異熟させずに消し去ってしまったり、その異熟を現世で先取りしたりして、業の清算をすると述べられている<sup>(30)</sup>。したがって阿羅漢がつくる不定業は、來世の生存を生みだすことなく解消されてしまう。よって阿羅漢が最後生でつくる業は、次のようになる。

順現法受業	現世で果を受ければ済むので、來世を生みだすことはない。
不定業	阿羅漢の勝れた力によって、業果を先取りして清算してしまうか、業果そのものを消し去ってしまうことが出来るので、來世を生みだすことはない。

以上より、たとえ阿羅漢が三界繫の善業をなしたとしても、それらの業は來世の生存を生みだすことはない、有部では解釈されていたことが解る。

### 3. 結

以上、阿羅漢の造業に関する上座部と有部との理解を検討した。輪廻しないはずの阿羅漢が、さらに業を造るかどうかについて上座部と有部とは異なる解釈を施している。

上座部は、阿羅漢になった者はもはや業をさらにつくることはないと解釈している。しかしこれは、仏道修行とは無関係の世俗的に「よい」とされる行為を、阿羅漢が全くなさないという意味ではない。そのような場合、阿羅漢には善心ではなく、阿羅漢のみに起こる唯作 (*kiriya*) という特殊な無記心が起きており、その心がそのような世俗的な行為を成立させていると解釈する。

有部は、阿羅漢となった者も有漏の善業をつくることがあると解釈している。すなわち、仏道修行とは無関係の世俗的に「よい」とされる行為をなす場合、阿羅漢にも三界繫有漏心が起こり、それらは善業になる。しかしこの阿羅漢の善業は、阿羅漢の最後生で異熟を受ければ済むもので、来世を導く能力はないものにしかならないと解釈されている<sup>(31)</sup>。

この両部派による解釈は、上座部においては阿羅漢の唯作心が説かれる *Dhammasaṅgaṇī* から、有部においては『識身足論』から確認することができる。これら阿毘達磨の法相は、一見すると無味乾燥な定義集にすぎないが、このような問題にも矛盾なく回答しうよう厳密に定義されていることが解る。

#### 註

- (1) 煩惱を断つとともに凶悪な不善業を犯さなくなってゆき、あらゆる煩惱を断った阿羅漢が不善業をつくらない点は両部派共に認めているが、不還の聖者が悪業をつくるかどうかについては見解が別れている。Vis. (p. 685.27-34)にある上座部の理解に従えば、不還の聖者といえども不善心を起こし、雑穢語と貪欲との悪業をつくることがあるとされる。一方、有部の見解によれば、不還の聖者は不善業をつくることはないとされる。『発智論』巻5 (T 26. 941 a 04)；『大毘婆沙論』巻175 (T 27. 879 a 15-18)；AKBh. (p. 361.7-11)；『順正理論』巻65 (T 29. 698 a 19-26) = 『藏顯宗論』巻31 (T 29. 929 a 16-22)；ADV. (p. 343.3-6)などを参照。
- (2) SBhUC. (P: u 174 a 1, D: su 144 b 7)；『部執異論』巻1 (T 49. 21 b 25)；『十八部論』巻1 (T 49. 19 a 14)
- (3) 水野弘元 [1978 (= 1964) : pp. 184.1-187.17, pp. 195.10-196.7, pp. 200.4-17], [1974 : p. 23.6-10] (= [2 : p. 200. 6-10])；浪花宣明 [1994 : p. 8.25-30] (= [2008 : p. 265.15-22])
- (4) Cf. AKK. 4, 46

- (5) AKBh. (pp. 28.23–29.2)
- (6) AKBh. (pp. 255.16–256.4)
- (7) Pradhan : avasāyam, 舟橋一哉 [1987 : p. 235 註1] : adhaś ca
- (8) Pradhan : nikāyasabhāgatvāc, 舟橋一哉 [1987 : p. 235 註2] : nikāyasabhāgatvāgāc
- (9) 染汚心は、断じられれば必ず不成就になると説かれている。不善心については『識身足論』巻16 (T 26. 612 b 03–05), 欲界繫有覆無記心については『識身足論』巻16 (T 26. 612 b 05–07), 色界繫有覆無記心については『識身足論』巻16 (T 26. 612 b 21–23), 無色界繫有覆無記心については『識身足論』巻16 (T 26. 612 c 07–09) を参照。
- 不染汚心は、断じられても必ずしも不成就になるわけではない。欲界繫善心については『識身足論』巻16 (T 26. 612 a 24–b 03), 欲界繫無覆無記心については『識身足論』巻16 (T 26. 612 b 07–11), 色界繫善心については『識身足論』巻16 (T 26. 612 b 11–21), 色界繫無覆無記心については『識身足論』巻16 (T 26. 612 b 23–c 04), 無色界繫善心については『識身足論』巻16 (T 26. 612 c 05–07), 無色界繫無覆無記心については『識身足論』巻16 (T 26. 612 c 09–21) を参照。
- (10) 有部の断惑理論は複雑である。加藤宏道 [1985] ; 福田琢 [1997] を参照。
- (11) AKBh. (p. 236.10–13)
- (12) 『大毘婆沙論』巻53 (T 27. 274 b 24–c 09) = 『毘曇婆沙論』巻29 (T 28. 213 b 18–c 04) を参照。また自性断・所縁断は『順正理論』巻6 (T 29. 362 c 27–363 a 10) ; 『藏頭宗論』巻4 (T 29. 790 c 19–791 a 01) にも説かれる。
- (13) このような図示による心識の考え方は、佐々木閑先生のご教示による。
- (14) AKBh. (p. 236.10–13)
- (15) 佐古年穂 [1997 : pp. 30.26–31.5] を参照。
- (16) AKBh. (p. 321.1–2) ; AKVy. (pp. 500.30–501.3) によれば、身語業の場合は染汚であっても所縁断が適用される。これについては後述。
- (17) 清水俊史 [2013 a]
- (18) AKBh. (p. 65.17–23)
- (19) 律儀を獲れば不律儀は捨せられる。AKBh. (p. 225.3–7) を参照
- (20) 非律儀非不律儀 (処中) が捨される条件については AKBh. (p. 225.11–17) を参照
- (21) AKVy. (p. 372.25–32)
- (22) 前述の通り有覆無記の色法には法俱得しかない。AKVy. (p. 372.25–32) を参照。
- (23) なお以下の AKBh. の記述は仏の場合にのみ適用される例外である。AKBh. の理解に基づけば、随転心の三性は必ずしも能転心に一致しなくても良いとされる。この問題については清水俊史 [2013 a] を参照。
- (24) 同趣旨は『順正理論』巻36 (T 29. 547 c 03–07) = 『藏頭宗論』巻19 (T 29. 865 a 28–b 03) にも説かれる。
- (25) AKBh. (p. 204.5–11)
- (26) 舟橋一哉 [1987 : p. 269 註1] に従い、kim anyat karoti を trividham anyat karoti に訂正して読む。
- (27) AKVy. (p. 393.6–24) :

**yadviraktaḥ sthiro bāla** iti. yato virakto **yadvirakta** iti samāsaḥ. **sthira**grahaṇam pariḥāṇadharmaṇo nirāsārthaṃ. tasya hi tasyāṃ bhūmāv upapadyavedanīyaṃ karma saṃbhavati. **bāla**grahaṇam āry-

anivṛtyartham. āryasya hi tatropapadyavedanīyaṃ aparaparyāyavedanīyaṃ ca na saṃbhavati. anā-gāmitvāt. **nānyavedyakṛd**<sup>(1)</sup> **apīti** nāparaparyāyavedanīyakṛd api. nopapadyavedanīyakṛd apīty arthaḥ. tatra yuktiṃ darśayann āha. **na hy asau bhavyaḥ punar ādhasṭīm bhūmim āyātum** iti. na hy asāv āryo 'parihāṇadharmā yato vītarāgaḥ. tata ādhasṭīm adhasṭātbhavāṃ bhūmim āyātum bhavyaḥ. parihā-ṇadharmā tu bhavyaḥ. tadyathā. āryo bhavāgralābhī parihāṇadharmā yaḥ parihāya rūpadhātāv upapad-yeta. tasyopapadyavedanīyaṃ aparaparyāyavedanīyaṃ cāpi saṃbhavati yathoktam udāyisūtre. **aniy-ataṃ kuryād** iti. aniyatavedanīyaṃ aparihāṇadharmāpy āryo dṛṣṭadharmavedanīyaṃ ca yatropapan-naḥ. tatra kuryāt. **kāmadhātor bhavāgrād va vītarāga** iti. kāmavītarāgo 'nāgāmī. bhavāgravītarāgo 'rhan. **tayor** iti kāmadhātubhavāgrayoḥ. **paścāt pravedayīṣyāma** iti. mriyate na phalabhraṣṭa ityādi.

「或る〔地〕より離染した堅なる愚者は」とは、「或る〔地〕から離染」（yato virakta）ということが「或る〔地〕より」（yadvirakta）という合成語である。「堅なる」という語は、退法者を除外するためである。なぜなら、その者（退法者）には〔離染した〕其の地において〔異熟を受ける〕順次生受業は起こり得るからである。「愚者」という語は、聖者を除くためである。なぜなら、〔不退法の〕聖者には〔離染した〕其の地において〔異熟を受ける〕順次生受業も順後次受業も起こり得ないからである。〔なとなれば〕不還者だからである。「他の順受〔業〕もつぐらない」とは、「順後次受〔業〕もつぐらず、順次生受〔業〕もつぐらない」という意味である。それについての論証を示して「なぜなら、彼の者が、再び下地に來生することは有り得ないからである」〔即ち〕「なぜなら、或る〔地〕より離染した彼の不退法の聖者が、〔離染した〕其の〔地〕より下〔即ち〕下の生存である地に來生することは有り得ないからである」と述べたのである。けれども、退法者は有り得る。たとえば、有頂を獲た<sup>(2)</sup>退法の聖者が退いて色界に生まれるとするならば、その者には順次生受業も順後次受業も起こり得る。『ウダーイン経』に説かれているとおりでである。「不定〔業〕をつくることはあるだろうし」とは、「不退法の聖者も不定受〔業〕をつくることはあるだろうし、生まれた其の〔地〕において〔異熟を受ける〕順現法受〔業〕を〔つくることもあるだろう〕」ということである。「欲界〔あるいは〕有頂より離染した」のうち、欲界から離染した者は不還であり、有頂より離染した者は阿羅漢である。「それら二〔地〕において」とは、「欲界と有頂とにおいて」である。「後で説明するだろう」とは、「果より退失した者は死なない」（AKK. 6, 60 a）云々のことである。

<sup>(1)</sup> Wogihara: nāryo 'nya-, AKBh. (p. 231.1) : nānya-

<sup>(2)</sup> 舟橋一哉 [1987: p. 268.9] は、「有頂〔地よりの離染〕を獲た」と補足するが、これは誤りであろう。有頂地よりの離染を獲た聖者とは、まさに阿羅漢のことであるが、阿羅漢は退したまま命終することが認められていなからである（AKK. 6, 60 a を参照）。

(28) 順現法受業は引業となり衆同分を引くことが出来ない。『雜心論』卷3（T 28. 895 c 29–896 a 01）；AKBh. (p. 230.14–17)；『順正理論』卷40（T 29. 571 a 12–15）＝『藏頭宗論』卷21（T 29. 876 a 08–11）を参照。ただし、『大毘婆沙論』卷114（T 27. 594 a 02–11）では、順現法受業が衆同分の果を引くという説も紹介されている。

(29) 清水俊史 [2011 b] を参照。

(30) 清水俊史 [2011 b] を参照。

(31) 有部法相によれば阿羅漢にも上下の差別を設けて六種を想定するため、「退墮する恐れのある下位の阿羅漢だけが有漏善業をつくるのではないか」という疑問が起こるかもしれない。しかしながら不退法の阿羅漢であっても有漏善業をつくり得ると考えられているようである。

先に検討した AKBh. (pp. 230.24–231.8)；『順正理論』巻40 (T 29. 571 a 29–b 09)；『藏頭宗論』巻21 (T 29. 876 a 14–24)；ADV. (p. 142.1–10) の記述に従えば、もはや決して退墮することのない不退法の阿羅漢であつても有漏善業をつくり得ると考えられている。また、AKBh. (p. 204.15–19)；『順正理論』巻36 (T 29. 547 c 03–07)；『藏頭宗論』巻19 (T 29. 865 a 28–b 03) によれば、如来であつても有漏善心を起こして有漏善の身語業をなすと考えられている。

### Abbreviations

アルファベット略号

- ADV. P. S. Jaini ed., *Abhidharmadīpa with Vibhāṣāprabhāvṛtti*, Patna, 1959.  
 AKBh. P. Pradhan ed., *Abhidharmakośabhāṣya*. Patna, 1967.  
 AKK. *Abhidharmakośa–Kārikā*.  
 AKVy. U. Wogihara ed., *Abhidharmakośavyākhyā*, 山喜房佛書林, 1971 (復刻版).  
 PTS Pāli Text Society.  
 SBhUC. *Samayabhedoparacanacakra*, P 5639 D 4138.  
 T 大正新脩大藏經.  
 Vis. *Visuddhimagga*, PTS.

漢訳資料の略号 (大正新脩大藏經の収録順)

- 『識身足論』 提婆設摩阿羅漢造玄奘譯『阿毘達磨識身足論』T 26 (No.1539).  
 『發智論』 迦多衍尼子造玄奘譯『阿毘達磨發智論』T 26 (No.1544).  
 『大毘婆沙論』 五百大阿羅漢等造玄奘譯『阿毘達磨大毘婆沙論』T 26 (No.1545).  
 『毘曇婆沙論』 迦旃延子造五百羅漢釋浮陀跋摩共道泰等譯『阿毘曇毘婆沙論』T 28 (No.1546).  
 『雜心論』 尊者法救造僧伽跋摩等譯『雜阿毘曇心論』T 28 (No.1552).  
 『俱舍論』 尊者世親造玄奘譯『阿毘達磨俱舍論』T 29 (No.1558).  
 『順正理論』 尊者衆賢造玄奘譯『阿毘達磨順正理論』T 29 (No.1562).  
 『藏頭宗論』 尊者衆賢造玄奘譯『阿毘達磨藏頭宗論』T 29 (No.1563).  
 『成實論』 訶梨跋摩造鳩摩羅什譯『成實論』T 32 (No.1646).  
 『異部宗輪論』 世友菩薩造『異部宗輪論』T 49 (No.2031).  
 『十八部論』 陳真諦譯『十八部論』T 49 (No.2032).  
 『部執異論』 天友大菩薩造陳天竺三藏真諦譯『部執異論』T 49 (No.2033).

### Bibliography

加藤宏道

- 1985 「断惑論の特質」, 『印度学仏教学研究』33 (2).

佐古年穂

- 1997 「『俱舍論』の業滅について」, 『仏教学』39.

清水俊史

- 2011 b 「不定業と既有業 – 有部と上座部の業理論 –」, 『佛敎大学大学院紀要 文学研究科篇』39.



- 2013 a 「説一切有部における表（vijñapti）の構造」, 『佛教大学大学院紀要 文学研究科  
 篇』 41.
- 浪花宣明  
 1994 「パーリ上座部の業論（1）－業果の必然性－」, 『佛教研究』 23.  
 1996 「パーリ上座部の業論（2）－輪廻－」, 『佛教研究』 24.  
 2008 『パーリ・アビダンマ思想の研究』, 平楽寺書店.
- 福田琢  
 1997 「説一切有部の断惑論と『俱舍論』」, 『東海仏教』 42.  
 2000 「『業施設』について」, 『日本仏教学会年報』 65.
- 舟橋一哉  
 1987 『俱舍論の原典解明 業品』, 法蔵館.
- 水野弘元  
 1-3 『水野弘元著作選集』 全3巻, 春秋社.  
 1964 『佛教の心識論』, 山喜房佛書林. (改訂版: 水野弘元 [1978])  
 1974 「業に関する若干の考察」, 『仏教学セミナー』 20.  
 1978 『佛教の心識論』, ピタカ. (初版: 水野弘元 [1964])  
 (しみず としふみ 特別研究員)